⑵　次式により、実時間震度観測点においてＳ波の伝播速度が600ｍ／ｓに相当する硬質地盤上における地震動の最大速度振幅の時点最大値PGV_{obs600}（㎝／ｓ）を求める。

$$PGV_{obs600}=\frac{PGV_{obs}}{ARV_{700}\times 0.9}$$

ARV_{700}：実時間震度観測点における地盤増幅度

⑶　次式により、実時間震度観測点において実時間震度の時点最大値をＳ波の伝播速度が600ｍ／ｓに相当する硬質地盤上における計測震度相当値に換算した値Ir_{obs600}を求める。

$Ir_{obs600}=2.68+1.72\log(PGV_{obs600})$

オ　気象庁が提供する以外の予報資料として、⑴の条件を満たす気象庁以外の者が設置した観測点（以下「特定観測点」という。）で観測した地震動を硬質地盤上における計測震度相当値に換算したもののうち、⑵の条件を満たす値

⑴　特定観測点は、次のいずれかの条件を満たし、かつ、その状態を維持していること。

ⓘ　特定観測点で観測した地震動を硬質地盤上における計測震度相当値に換算した値を基に、特定観測点の水平距離半径30㎞以内にある震度観測点（気象庁の地震情報においてその震度が発表されるものに限る。以下同じ。）における次号イの手順により予想した震度と、震度観測点で観測した震度を比較し、その差の平均が±0.5以内であり、かつ、不偏分散が0.25以内であることが統計資料により示されること。ただし、この比較は震央から特定観測点及び震度観測点までの水平距離がそれぞれ75㎞以上である地震のみを対象とし、直近の連続する100以上の事例を用いるものとする。

ⓘⓘ　ⓘの条件を満たさない場合は、次の条件を満たすこと。

㈠　ⓘと同様の方法で直近の連続する100以上の事例を比較した差の平均が±1.0以内であり、かつ、不偏分散が0.5以内であることが統計資料により示されること。

㈡　特定観測点の設置環境が、気象庁の定める震度計設置環境基準（※）を満たすこと。

ⓘⓘⓘ　ⓘと同様の方法で比較できる直近の連続する事例が100未満の場合は、次の条件を満たすこと。

㈠　特定観測点に設置する気象測器が、気象業務法（昭和27年法律第165号）第43条第１項の規定に基づく震度計の委託検定に合格していること。

㈡　特定観測点の設置環境が、気象庁の定める震度計設置環境基準（※）を満たすこと。

㈢　気象庁が提供する加速度記録に対して実時間震度を算出し、その最大値と計測震度との差が±0.1以内であること。

㈣　エ⑴から⑶までの方法により硬質地盤上における計測震度相当値に換算すること。

⑵　アに掲げる予報資料として示す地震との因果関係がある予報資料として、当該地震の発生時刻から当該地震に対して気象庁が提供する予報資料の最終報の発表時刻までのいずれかの時点に観測した地震動から換算した値であって、次のいずれかの条件を満たすものであること。

ⓘ　次号アの手順により予想した震度が0.5以上となる位置に特定観測点があり、かつ、当該地震の発生時刻から起算して第三号の手順を準用して算出したＰ波の走時が経過する３秒前の時刻以降又はＰ波の走時の90％が経過した時刻以降に当該特定観測点で観測したものであること。

ⓘⓘ　特定観測点から水平距離半径30㎞以内にエに掲げる予報資料に含まれる実時間震度観測点があり、かつ、当該予報資料を発表した時刻以降に当該特定観測点で観測したものであること。

（新設）